

事務連絡
令和6年3月27日

各小売関連の業界団体（別記参照）殿

農林水産省大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課

卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の
適正化に関するガイドラインの策定に当たって

平素より農林水産行政の推進に関し、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年以降、エネルギー価格や資材費、労務費等が上昇する中、卸売市場の仲卸業者等から、「大手量販店との生鮮食料品等の取引において適正化を図るべき事例が存在しているのではないか」との意見が寄せられたことを受けて、当省では食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年5月2日法律第59号）第27条に基づく食品等流通調査を実施したところ、「不当な返品」、「特売の際の納品価格の不当な引き下げ」、など独占禁止法等の観点から問題となり得る事例が存在することが明らかになりました。これを踏まえ、今般、「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」を策定しました。

取引の適正化を図るためには、発注者である小売業者側が率先して取り組むことが重要であることから、小売業者におきましては本ガイドラインに留意した取引を積極的に実践していただきますようお願い申し上げます。

また、令和5年11月29日付けで、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されております。小売業者におきましては、仲卸業者等と協議する場（説明会など）を設ける際には、仲卸業者等が本指針に沿って、労務費を始めエネルギー価格、資材費、センターフィー等のコストを適切に取引価格に転嫁した上で小売業者に提示するように呼びかけをしていただきますようお願い申し上げます。

御多忙のところ大変恐縮ではございますが、貴団体の加盟企業様に御周知いただきますようお願い申し上げます。

<連絡先>

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課

○市場業務班（山田、稲葉）

03-3502-5729

○総務班（川村）

03-3502-5744

別記

全国水産物商業協同組合連合会

全国青果物商業協同組合連合会

全国小売市場総連合会

全日食チェーン商業協同組合連合会

無添加食品販売協同組合

（一社）日本スーパーマーケット協会

（一社）全国スーパーマーケット協会

オール日本スーパーマーケット協会

日本チェーンストア協会

（一社）日本百貨店協会

協同組合セルコチェーン

（一社）日本フランチャイズチェーン協会

（一社）日本ボランティアチェーン協会

（一社）日本ショッピングセンター協会

日本小売業協会

日本チェーンドラッグストア協会

日本生活協同組合連合会